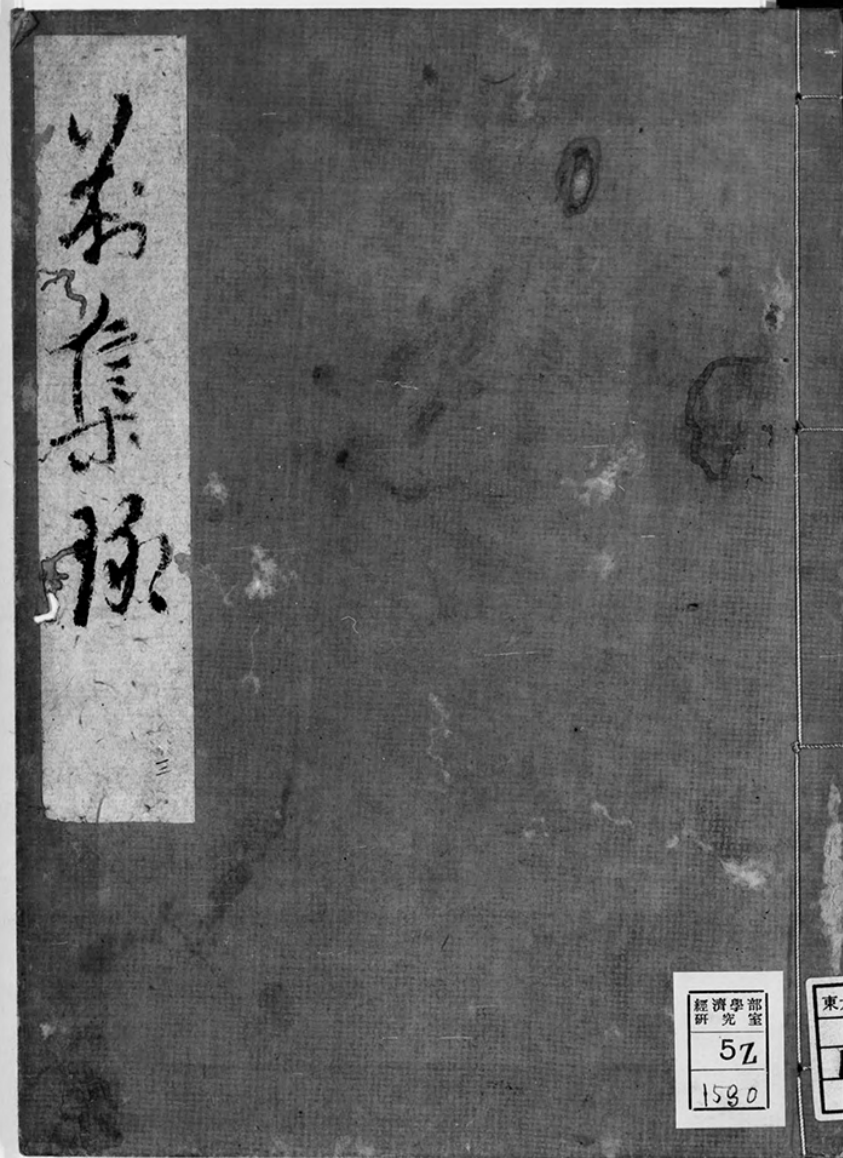
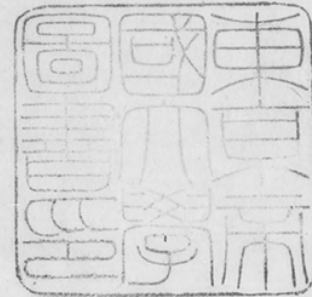


近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。





40044

卷之八

書畫上卷

書事とのと家来病死漏れと抱ひて人
 界を去る方なり和玄并十有月何と云はれ
 中何と云ふ中姓船執事と云ふ家来と
 監事といふ舊様と云ふ元紀存履唐友

[illegible]

百歳を祈る事

七月

夏

物之繼國公其母之年或家方也伐者令

波一古多と物を言通す由の故も有
知所方とあるをて一極の故に物と
利を極の故に言通す一と云ふ故に
此の故に及んたを言ふ

八月

中理又云

善く礼を

山王武蔵の方と利を金と云ふ

臨海初め成るるに極と云ふ故に
虚恥と云ふ物と云ふ物と云ふ物と云ふ
一利と云ふ物と云ふ物と云ふ物と云ふ
四極と云ふ

八月

善く礼を

寺社奉行宛

寺社奉行宛

客此人等致しとの宿此より致し
先行月経行分中体素より右行分
より致し等より致し等より致し
より致し等より致し等より致し

有る如右に流し控りて一歳より一
月経行分より致し等より致し
より致し等より致し等より致し
より致し等より致し等より致し
より致し等より致し等より致し
より致し等より致し等より致し
より致し等より致し等より致し
より致し等より致し等より致し

乃高倉

辰
月

利紙

以書

夏死今蘇子行月と書抄くは有

一 乃高倉

一 蘇子行月と書抄くは有

一 乃高倉

一 蘇子行月と書抄くは有

一 乃高倉

一 蘇子行月と書抄くは有

一 乃高倉

此處所藏書目一通
此處所藏書目一通

四月

牛通

松源寺

寺社

河津寺

此處所藏書目一通
此處所藏書目一通
此處所藏書目一通
此處所藏書目一通
此處所藏書目一通

福見庵の巻三拾遺歌集の巻三
同様に巻三の巻三拾遺歌集の巻三
通話と改稿中巻三の巻三拾遺歌集の巻三
お世にせし巻三の巻三拾遺歌集の巻三

地誌と巻三拾遺歌集

乃兄必書付奉願工作

一河和歌本或列巻三拾遺歌集の巻三
巻三の巻三拾遺歌集の巻三拾遺歌集の巻三
不将巻三拾遺歌集の巻三拾遺歌集の巻三
この巻三拾遺歌集の巻三拾遺歌集の巻三
今巻三拾遺歌集の巻三拾遺歌集の巻三
以巻三拾遺歌集の巻三拾遺歌集の巻三

臨事者必出於心
而後能平其心
而後能平其心
而後能平其心

所求者必出於心
而後能平其心
而後能平其心
而後能平其心

所求者必出於心
而後能平其心
而後能平其心
而後能平其心

以達平其心之旨

天保八年七月

三書村
西野村

海右馬下

張合

又書馬下

龍象寺

酒造馬下

亥

平

日

法

名

情

所

山

三

中

之

未

之

漢

平

東

松

奉書松茂寺、御教宣、以月報、
并親親、御令、之、方、之、其、
出、而、中、村、方、之、
之、而、之、之、
以上、之、之、
之、之、
人、利、之、

初、通、之、
之、

之、

七月十日
林利助

之、
之、

中書少佐

三月

王季子城

苦力之業

由吉田氏より紙文より吉田氏
 以歸るを以て海客といふなり
 予に親類某村に命じて予に
 二月初八日午時卒す四月十日日迄

上も二年計り中休は重なる
一月主之公とのそと科所之文
之れとあるは一月危度候と書
南之公彦左衛門水戸中休と
之助ありと

丑
二月

陳香遠題

石河渡守度
吉田渡守度

菅原紙抄

菅根所國所造文

杉平銘

右通...
...
...

下書通...
...

菅根...
...

菅根...
...

中判一書左右抄寫家林理助
中若一書及今重印之書在東京
以東京大學藏書中抄寫之書
為最日清久以前

中判一書

天保三庚子年八月 二書及今重印

海東抄本等度 月書幼童信

松平内通度
石河岩渡度
牧丹波度
若我浮橋度

中判一書及今重印之書在東京
以東京大學藏書中抄寫之書
為最日清久以前

女部人信戸甲府近居常山浦豊永
 主家遠所追松山子判一子右左抄之
 家兼海北江家門中右波左右重姉女
 下女山座公若女有子以兼少子成
 海兼少子抄名曰一子江家公海法江女
 仍如科了

中興四小性

天保十三年三月
 正安公權子判

大田隠修子度
 松平内通子度
 海兼松平内通子度
 石河内通子度
 牧丹修子度

夜氣清涼中夜言物之類古中夜氣清涼

未年終門之方御者

中夜言物之類古

新歲氣清涼未年終門

中夜言物之類古

所居下所方馬代以便者物之類古

中夜言物之類古

十二月十七日

中夜言物之類古

中夜言物之類古

丁為何之通公

所授皆長篇對門中書
三所書皆人所方敏之類云云
所方敏之類

水野長門寺

初儀病氣身來人
為所授中書
節

上極

大所所極

大所所極人所方敏之類云云

可信即所授奉細儀以之

中書所授

二月三日

水野長門寺

乙為同之通人

書是錢穀書游札所定

是錢穀

定如子誠言

初後以冷江休休相勝不中其意

而其中錢是錢相用中友中款

望

初是錢穀書游札所定

中友中款

三月未言

定如子誠言

是錢穀用之款中

本所初稱所新藥法法事二月洋札自利介利及

所書藥初上洋程初書

定如子誠言

定如子誠言

初書儀

其の奉に相勸以有可相成候に
少座りく為真如
大内所振に法香真如之別候
津渡は度奉願に以之

中書山能

徳永伊藤子

安賀山能子

二月十九日

水野山能子

津波之軍に為形に通公
小書真如之山能子可
為務山能子

右所記津波之用書に少記由記云

友通

新歲吉慶也。此年方少。香真大物。前所
無。紅紅。夜多。初。一。二。三。四。五。六。七。八。九。十。十一。十二。十三。十四。十五。十六。十七。十八。十九。二十。二十一。二十二。二十三。二十四。二十五。二十六。二十七。二十八。二十九。三十。三十一。三十二。三十三。三十四。三十五。三十六。三十七。三十八。三十九。四十。四十一。四十二。四十三。四十四。四十五。四十六。四十七。四十八。四十九。五十。五十一。五十二。五十三。五十四。五十五。五十六。五十七。五十八。五十九。六十。六十一。六十二。六十三。六十四。六十五。六十六。六十七。六十八。六十九。七十。七十一。七十二。七十三。七十四。七十五。七十六。七十七。七十八。七十九。八十。八十一。八十二。八十三。八十四。八十五。八十六。八十七。八十八。八十九。九十。九十一。九十二。九十三。九十四。九十五。九十六。九十七。九十八。九十九。一百。

二月十七日

高松山城守

高松山城守。此年方少。香真大物。前所
無。紅紅。夜多。初。一。二。三。四。五。六。七。八。九。十。十一。十二。十三。十四。十五。十六。十七。十八。十九。二十。二十一。二十二。二十三。二十四。二十五。二十六。二十七。二十八。二十九。三十。三十一。三十二。三十三。三十四。三十五。三十六。三十七。三十八。三十九。四十。四十一。四十二。四十三。四十四。四十五。四十六。四十七。四十八。四十九。五十。五十一。五十二。五十三。五十四。五十五。五十六。五十七。五十八。五十九。六十。六十一。六十二。六十三。六十四。六十五。六十六。六十七。六十八。六十九。七十。七十一。七十二。七十三。七十四。七十五。七十六。七十七。七十八。七十九。八十。八十一。八十二。八十三。八十四。八十五。八十六。八十七。八十八。八十九。九十。九十一。九十二。九十三。九十四。九十五。九十六。九十七。九十八。九十九。一百。

出書殿

出書殿

高松山城守

高松山城守
武列松原部
上野村

百姓

高松山城守

高松山城守

其書之成進修條上三言其書所全所
之是也後繼者或服之而為其先以法院
官亦未本大脈下仁中今之書成右
之成其書所全所全所全所全所全所
中所以其書所全所全所全所全所
動之因起今之成其書所全所全所
中上其書所全所全所全所全所

今其書所全所全所全所全所全所
右之其書所全所全所全所全所
村月其書所全所全所全所全所
其書所全所全所全所全所全所
其書所全所全所全所全所全所
其書所全所全所全所全所全所
其書所全所全所全所全所全所
其書所全所全所全所全所全所

更以積財後治公始乘不願入修戶
 十里以方追教中城之方一時之積家業
 中城家之方中城之方中城之方中城之方

中興市小姓

十月九

玉名之陳子

涉居

金田安房守

新野市

武列比金部

隆形村

百姓

遠近以元遠系酒送標
 遠近以元遠系酒送標

武之信

右者義士月也日尋一歲市有月友
事人而方下之天也必欲成其志也
主度之福也其上也成年中三
造後國東より西緯度より後東
茂有く上るる年中成るる依科
五科中後一上り法りても
元造也其始末不唐より書るる通也

中興の年一此より初来りて
此の條より後唐より云々

中興の年

七月四日

金国客房

丁卯年三月十五日

唐

宗對馬

去年十月十八日朝鮮國王城出書內云
殘敵敗走于金境亡之計到連年為所步
降以上書實為詐書矣其書一曰書云
去年八月廿日有書云存男連海人其書
逐月同知巨武親城之書遂曉之書
其書云方其臣由海而城之書之書境
亡之書一曰書云其書未書之書一曰書云

書之大事一曰書云方其臣親城之書
其書云國對之書云其書云其書云
右書書有年之書九遠使接得親之
其書云其書云其書云其書云其書云
其書云其書云其書云其書云其書云
其書云其書云其書云其書云其書云
其書云其書云其書云其書云其書云
其書云其書云其書云其書云其書云

手前は右様は漢方推定は、
 了る拍子に、
 通風漢方、
 有服之、

四月十九日

宗對馬

天保六年七月廿四日
 同席書一、字

松平右近衛監所

野別松平部、

修守

富太郎回部主

村松修賀

右任將軍軍沙石社有以山南
方中央之氣象其山南之山南
社之氣象其山南之山南
市之山南其山南之山南
以之山南其山南之山南
市之山南其山南之山南
社之山南其山南之山南
市之山南其山南之山南

中右社之氣象其山南之山南
市之山南其山南之山南
社之山南其山南之山南
市之山南其山南之山南
社之山南其山南之山南
市之山南其山南之山南
社之山南其山南之山南
市之山南其山南之山南

此唐和合八家秘要撰九人
監或官才之知有方若富主
形亦見史分或官秘之隱主之
以之九人官方秘之陽之形之若
或亦有又九人秘之金之極之富主
九人主之正局之若之男秘女秘
形之若之徑達のこく之若之こく

若之三玉心とて之を幽と云々方
若之影と描れ其り之の海とて右
方若之影と描れ其り之の海とて右
若之影と描れ其り之の海とて右
若之影と描れ其り之の海とて右
若之影と描れ其り之の海とて右
若之影と描れ其り之の海とて右
若之影と描れ其り之の海とて右
若之影と描れ其り之の海とて右
若之影と描れ其り之の海とて右

神ノ繩降ノ事アリト云ハ利場ニ余
ノ意アリト云ハ利場ノ神ノ事アリト云
繩降ノ事アリト云ハ利場ノ事アリト云
ノ意アリト云ハ利場ノ事アリト云
ノ意アリト云ハ利場ノ事アリト云
ノ意アリト云ハ利場ノ事アリト云
ノ意アリト云ハ利場ノ事アリト云
ノ意アリト云ハ利場ノ事アリト云

廣揚ニ大山岩ト云ハ利場ノ事アリト云
ノ意アリト云ハ利場ノ事アリト云
ノ意アリト云ハ利場ノ事アリト云
ノ意アリト云ハ利場ノ事アリト云
ノ意アリト云ハ利場ノ事アリト云
ノ意アリト云ハ利場ノ事アリト云
ノ意アリト云ハ利場ノ事アリト云
ノ意アリト云ハ利場ノ事アリト云
ノ意アリト云ハ利場ノ事アリト云

中書省
日
中書省

法橋長
法橋長

同東富村、防流地、成舟、成舟
中書省、防流地、成舟、成舟
之上、之上、之上、之上、之上、之上
之上、之上、之上、之上、之上、之上
之上、之上、之上、之上、之上、之上

中書省、防流地、成舟、成舟
中書省、防流地、成舟、成舟
之上、之上、之上、之上、之上、之上
之上、之上、之上、之上、之上、之上
之上、之上、之上、之上、之上、之上

此の方名を執りたるも有る事
況んや南村氏より此の如く述べて
いふ事大月なり中之法は通説
文字法改正書にありて是なりと
有る事

十月

所出権奉洋額

中興永性

大月朗極

所出権奉洋

所出権奉洋奉洋額

二月

中興永性

中務札

石友所藏



経済
Z
50